

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正(令和3年6月)されました

障害者差別解消法

平成 25 年 6 月 26 日 公布 平成 28 年 4 月 1 日 施行

改正法

令和 3 年 6 月 4 日 公布 令和 6 年 4 月 1 日 施行

障害者差別解消法 とは

障害者基本法第 4 条 の差別の禁止の基本原則を具体化

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、
障害を理由とする差別の解消の推進 を目的 としたもので、国や地方公共団体、民間事業所等 による

不当な差別的取扱いの禁止 と 合理的配慮の提供 を定めたもの

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為

障害のある人に対して、過度な負担にならない範囲で、障害に合った工夫や配慮をすること

障害のある日人からの
意思表示

(例) 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否すること

(例) 乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など

国 地方公共団体等

(民間)事業者

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

法的義務

=

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

法的義務(改正法にて合理的配慮の提供が義務化)

具体的な対応

政府全体の
方針

基本方針
(閣議決定)

地方公共団体の策定は努力義務

国・地方公共
団体等

対応要領

(職員が遵守すべき
服務規律の一環)

(民間)
事業者

対応指針(ガイドライン)

(主務大臣 事業毎に)

差別解消の支援措置

相談・紛争解決

体制整備 既存の相談紛争解決の制度活用・充実

地域における連携

障害者差別解消支援地域協議会

啓発活動

普及・啓発活動 実施

情報収集等

情報の収集整理 提供

彦根市では

障害者差別に関する相談を受けます

彦根市障害者差別解消支援地域協議会を設置し運営します

彦根市職員対応要領を策定しました

障害理解・法の周知・啓発・研修に取り組みます